

あなたの相続手続を応援します！

# 法定相続情報証明制度



平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※1）。

※1 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。



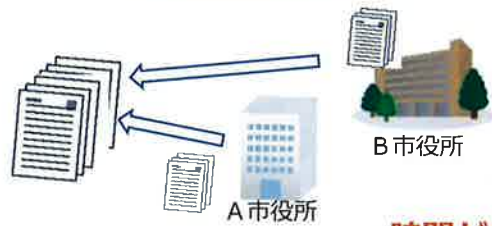
## 制度の概要

① 申出 (法定相続人又は代理人)

①-1 市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。

①-2 法定相続情報一覧図を作成します。

①-3 所定の申出書を記載し、①-1、-2の書類を添付して登記所に申出をします。



**ポイント!**

時間がなく、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は、専門家(※2)に依頼することも可能です。

② 確認・交付 (登記所)

②-1 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管

②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、戸除籍謄本等の返却



③ 利用

③ 各種相続手続へお使いください。(戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に)

未来につなぐ相続登記  
不動産の相続登記  
をお忘れなく！  
次の世代へのつとめです

※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

法定相続情報証明制度の詳しい手続は、[法務局ホームページ](#) をご覧ください。

## 未来につなぐ「相続登記」

相続登記をしないでそのままにすると、このようなことに...

### 相続問題

相続分について、相続人間で合意していただいにもかかわらず、その後、用地買収の話が持ち上がり、親族間で争いとなってしまった。

すぐに不動産を売却したいのにもかかわらず、他の法定相続人と連絡が取れず、売買契約ができなない。

### 所有者不明問題

法定相続人がさらに死亡し、いわゆる2次3次の相続が発生してしまい、手続に膨大な時間と費用が掛かってしまった。

### 空き屋問題

相続登記がされていないため不動産の所有者と連絡が取れず、震災等の災害による復旧事業（放置された空き屋に関する交渉）ができなない。

トラブルを未然に防ぐためにも、早めの相続登記をおすすめします。



- 法務省ホームページ「法定相続情報証明制度」が始まります！  
[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00284.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00284.html)



- 「未来につなぐ相続登記」  
[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00207.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00207.html)



- 神戸地方法務局ホームページ  
<http://houmukyoku.moj.go.jp/kobe/>
- 神戸地方法務局  
TEL 078-392-1821（代表）

お近くの登記所でも  
ご相談ください！

ご存じですか？

# 法定相続情報 証明制度

法定相続情報証明制度を利用すると相続にかかる手続の時間短縮につながります

神戸地方法務局